

津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱

平成 27 年 7 月 17 日訓第 67 号

改正 平成 29 年 3 月 31 日訓第 54 号

平成 29 年 7 月 7 日訓第 71 号

令和 5 年 3 月 29 日訓第 21 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、空き家情報バンクを利用して美杉地域の空き家を購入した者に対し、当該空き家の改修に必要な経費の一部を補助することにより、美杉地域への移住及び同地域での交流の推進並びに空き家情報バンクの利用促進を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家情報バンク 津市空き家情報バンク実施要綱（平成 29 年津市訓第 70 号。以下「実施要綱」という。）第 2 条第 2 号に規定する空き家情報バンクをいう。
- (2) 空き家 実施要綱第 2 条第 1 号に規定する空き家をいう。
- (3) 二地域居住 住所地とは別に、定期的かつ反復的に滞在することにより、美杉地域に生活拠点を持つことをいう。
- (4) リノベーション工事 空き家情報バンクを利用して購入した空き家を住宅（店舗併用住宅等を含む。）として使用する上で、個人のニーズに応じて多様なライフスタイルを実現するために必要な改修工事をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、空き家情報バンクを利用して美杉地域の空き家を購入した者（空き家を購入した日から 1 年以内に補助金の交付申請を行う者に限る。）

のうち、当該空き家に10年以上定住し、又は二地域居住をするためにリノベーション工事を実施するものに対して、当該リノベーション工事に要する費用をその対象として、これを交付するものとする。ただし、次に掲げる工事に要する費用は、対象としないものとする。

- (1) 外構工事
- (2) 容易に取り外しができるものを設置する工事
- (3) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事
- (4) 浴室、トイレ、炊事場等の水回りに係る工事
- (5) その他市長が適当でないと認める工事

2 前項の規定にかかわらず、補助金は、直系血族、配偶者及び3親等内の親族間において同項に規定する空き家に係る売買契約を締結した者に対しては、交付しないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、リノベーション工事に要する費用の額に3分の1を乗じて得た額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、リノベーション工事に着手する日の10日前とする。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 空き家の購入に係る売買契約書の写し
- (2) リノベーション工事計画書（リノベーション工事の概要が分かるもの）の写し
- (3) リノベーション工事見積書の写し
- (4) 不動産登記事項証明書
- (5) 誓約書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績の報告)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、

リノベーション工事が完了した日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 工事契約書及び領収書の写し
- (2) 施工中及び完了時の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
(財産の処分制限)

第９条 規則第１７条ただし書の市長が定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して１０年を経過した日とする。

(委任)

第１０条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- １ この訓は、平成２７年７月２１日から施行する。
- ２ この訓の施行の日から平成２７年８月２７日までの間に着手するリノベーション工事に係る規則第３条第１項の別に定める期日は、第６条の規定にかかわらず、同年７月２８日とする。

附 則（平成２９年３月３１日訓第５４号）

(施行期日)

- １ この訓は、平成２９年４月１日から施行する。

(交付申請の期限の特例)

- ２ 平成２８年５月１日前に空き家を購入した者（リノベーション工事に着手していない者に限る。）に係る規則第３条第１項の別に定める期日は、改正後の津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）第６条の規定にかかわらず、平成２９年４月３０日とする。

(経過措置)

- ３ 新要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年７月７日訓第７１号）

この訓は、平成２９年７月１１日から施行する。

附 則（令和５年３月２９日訓第２１号）

- １ この訓は、令和５年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の津市美杉地域移住促進のための空き家リノベーション補助金交付

要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。